

【 令和 6 年度第 3 回中標津町自治推進会議報告 】

日 時：令和 6 年 9 月 2 5 日（金） 1 9：0 0～2 0：5 0

場 所：中標津町役場 1 階 1 0 1 会議室

出席者：1 0 名（中標津町自治推進会議委員 5 名、ファシリテーター 1 名、事務局 4 名）

傍聴者：なし

<会議次第>

- 1 開 会
- 2 会 長 挨 拶
- 3 議 題

[進行：東田ファシリテーター]

町民憲章 唱和



(昭和 40 年 7 月 1 日制定)

わたしたちは、朝夕気高い武佐岳を仰ぎ、標津川の流れとともにひらけゆく
中標津の町民です。

はてしない緑の原に、先人のきびしい開拓のあとをしのび、その心をうけ
て、みんなの力で明るい豊かなまちをつくるために、この憲章をさだめます。

- 1 からだをきたえ、しあわせな家庭にしましょう。
- 1 誇りをもって働き、豊かなまちにしましょう。
- 1 きまりを守り、明るいまちにしましょう。
- 1 自然を愛し、美しいまちにしましょう。
- 1 教養を高め、よりよい文化を育てましょう。

- (1) スケジュールの確認について
- (2) 町民ファシリテーター登録制度について
- (3) 学生（高校生）の参加について
- (4) 自治の広報や PR について
- (5) 自治の担い手との対話について
- (6) その他

- 4 閉 会



<配付資料>

- ① 会議資料 1：町民ファシリテーター登録制度に係る町の考え方 その 2
- ② 補足資料：2024 スケジュール
- ③ 補足資料：中標津町自治基本条例見直しに関する答申書（令和 3 年 10 月）

<会議結果報告>

(1) スケジュールの確認について

別紙スケジュール表のとおり（一部修正）

東田ファシリテーター

（補足資料 答申書 2 ページ目）「（２）引き続き検討を行っていただきたい課題」の中に、「周知啓発活動、町議会議員及び全町内会連合会役員との対話による意見交換会などは今後も継続していただきたい」記載があるので、答申書を改めて見直していただきたい。

（２）町民ファシリテーター登録制度について

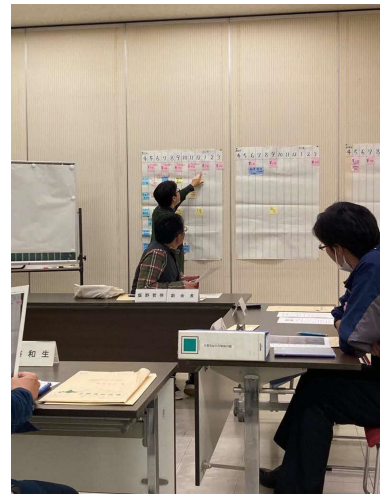
～事務局より会議資料 1 について説明～

本間会長

なかしべつ町民活動ネットワーク（N-CAN）代表としての立場からは、大変すばらしい案を作って頂いたという思い。ありがとうございました。

その反面、N-CANの体制がまだまだ弱いので、今の状態だとこの協定に応えることはできない。この案について、事前に私の他にメンバーの一人にも聞いてもらったが、体制を整えるにはもう 2 年位はかかるのではと話をしていた。

他のメンバーにもこの案を示し、町と一緒に協定を作っていければと考えている。



委員

もう既にN-CANへ、町から何件かファシリテーター派遣のオーダーが来ている状況にあるようなので、このまま進めながら体制を急がずゆっくり整えるという考え方もあるし、協定としての形をしっかりと作っておいた方がいいというのであれば体制を早く整えるべきという考え方もある。

東田ファシリテーター

今年度既に受けている分については、このまま進めながら、体制について検討していくしかないのでは。

委員

報酬に関しては、あった方がきちっと責任を全うできると思う。

委員

ファシリテーターは必要だと思うが、私は、東田さんのファシリテーターをしている会議にしか出席したことがないので、N-CANのメンバーの実力がいかほどかわからない。

報酬についても、東田さんのようなレベルのファシリテーターにはそれ相応な報酬額が要されると思うが。

東田ファシリテーター

実力が高いとか低いとかという問題ではない。地元の人が地元の人と話す場を作るということの方が重要。

なお、ここでいう報酬については、それだけで食べていけるほどの報酬額を想定している訳ではない。まずは育成として、町民が町民とみんなで一緒に話合える場をたくさん設けることが必要。ファシリテーターも勉強になるし、出てくる人たちも勉強になる。町内会の話し合いの場にしても、ファシリテーター的な人がいる方が、絶対いい会議になる。

委員

協定を結ぶことで、町もN-CANもお互いがよくなるのであればやるべきだと思う。

本間会長

「ファシラナイト」という町民ファシリテーターの集まりがある。協働推進係の皆さんを交え、そこで制度設計を進められたらと思う。

東田ファシリテーター

それでは、N-CANとN-CANに登録されているファシリテーターとの役割分担や体制強化に期待して、この会議でチェックを入れつつ2年ほど経過を見ることとする。

(3) 学生（高校生）の参加について

(4) 自治の広報やPRについて

(5) 自治の担い手との対話について

東田ファシリテーター

中標津高校（N高）の生徒会が10月に改選され、先に意見交換した時の3年生は生徒会役員を離れることになるので、その後において意見交換会を続けていくかどうかについて話し合うこととする。

委員

まちの今後をどう考えるかについて、学生の人と一緒に考えること自体が自治の推進なのであり、もう既に流れができているのでは。「NO MAPS」がまさにそうなので、それに参加できればいいのでは。

委員

高校生のと意見交換の時に、「自治やってます」という看板を作るのはどうですかという意見があったので、それを実現するのかどうか話し合うべきでは。

東田ファシリテーター

看板を作るのであれば、「この会議で決める」、あるいは「ワーキンググループを作って進める」という方法がある。

委員

看板といえば、大通の交差点で北海道銀行の道路向かいに電光掲示板がある。

事務局

あれは、民間企業等のPRの他に、町や町民からの情報提供の施設として設置されたもの。有料となっているが、公共が使う場合にあっては安価に設定されているとのこと。また、どのくらいの頻度で使うかにより料金も変わってくる。

委員

そこを使うということでは。

東田ファシリテーター

あの電光掲示板は、景観審議会にかけられ審議されている。単に民間の宣伝だけに使用されるのではなく、役場や町の人たちにも公共的に使えるという条件で許可されている。

いつの間にか、議題の「(3) 学生（高校生）の参加について」から「(4) 自治の広報やPRについて」に入っている。学生参加については、どうか。



委員

高校生への再アプローチという事になると、2年生になる。

本間会長

「自治とは何か」というテーマに意見交換という形でこれからも続けていくのか、それとも高校生や専門学校生がワークショップに入る場面に、自治推進会議の委員が傍聴もしくは参加させてもらうか。

委員

次の議題「(5) 自治の担い手との対話について」と合わせて、話し合ってはどうか。

担い手として、町議会議員や全町内会連合会（全町連）と同じく高校生も対話の対象とするというのはどうか。

本間会長

前回の答申では、町議会の議員及び全町連の役員との対話は継続していくとされている。

委員

以前外国人との対話という話があったが、これは町内会に入っている外国人という事か。

本間会長

日本語学校の学生は、学校・寮として町内会に加入していると聞いた。

日本語学校以外の外国人も含めると、町内に外国人は 300 人ほどいるとのこと。

東田ファシリテーター

「(3) 学生（高校生）の参加について」では、看板作成はさて置き、「対話」として残して置く。自治推進会議の委員が、意見交換のため学校へ赴くのか、もしくは高校生や専門学校生のイベントに参加するのかについては継続して話し合う。

「(4) 自治の広報や PR について」では、次年度の予算に関係するので、次回までに事務局に電光掲示板を使うにはどの位費用がかかるのかについて調べてもらう。

「(5) 自治の担い手との対話について」では、その相手先として町議会議員、全町連役員、高校生、外国人と候補が出ているが、これら全部と対話するのか、どのようなプログラムにするのか等について 11 月の会議で話し合う。

委員

町議会議員に自治推進委員会へ加入してもらってはどうか。

事務局

自治推進会議は町長の諮問機関なので、合法か違法かは別として、議員が諮問機関に入るというのは違和感が残る。

東田ファシリテーター

自治の担い手との対話については、次回も話し合っていく。

(6) その他

東田ファシリテーター

11 月の会議は、20 日（水）午後 7 時から役場 3 階 301 号会議室を予定。

会議では、令和 7 年度の会議の回数がある程度決める。

本間会長

前の自治推進会議による見直し作業において、自治基本条例の条文や解説書の読み込みはいつ頃から始めたのか事務局で調べていただきたい。

また、町議会議員と全町連役員との対話は、それぞれいつ頃だったのかを調べていただきたい。

事務局

調べたら、委員の皆さんにメールでお知らせする。

本間会長

条文や解説書の読み込みや、町議会議員と全町連役員との対話については、ギリギリでなく余裕を持って進めたい。前は、最後の1年にそれらを実施したので、とても忙しく辛かった。できれば令和7年の1月から読み込みを始めたい。

東田ファシリテーター

各委員には次回までに答申書を読み込んでいただきたいので、前回の答申書（令和3年10月答申）とさらにその前の答申書（平成29年2月答申）を事務局から各委員あて送ってもらう。

11月の会議は、非常に重要なので皆さん必ず出席してください。

4. 閉会



まとめ

(2) 町民ファシリテーター登録制度について

- ・N-CANと中標津町が協定書の制度設計を進める

→協定書の締結は、N-CANの体制強化のため2年ほど猶予を

(3) 学生（高校生）の参加について

- ・「対話」として残す

→意見交換もしくは学生のイベントに参加するかは継続検討

(4) 自治の広報やPRについて

- ・電子掲示板を使うのかどうか継続検討

(5) 自治の担い手との対話について

- ・対話の相手候補：町議会議員、全町連役員、高校生、外国人

→対話の相手及びプログラムについて11月に検討

(6) その他

- ・令和7年1月会議から、答申の準備のため自治基本条例の条文や解説書の読み込み作業を開始したい

【各委員への宿題】

11月の会議までに、中標津町自治基本条例見直しに関する答申書（平成29年2月、令和3年10月）を読み込んでおく